

# 資格・実務・総合

## ADRの現場から

### 話し合いでトラブルを解決



大谷昭二理事長

## 反射光が招くトラブル

太陽光発電については消費者トラブルが多く報告されており、その大半が「販売方法」や「契約・解約」に関するものである。太陽光発電関連事業者には、より一層のコンプライアンス意識を持つ業務に臨んでいたときたいと切に願うが、設置者と近隣住民という住民同士のトラブルも決して少なくはない。

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR(裁判外紛争解決手続)。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことであるだろう。今回は、法務大臣認証機関である日本不動産仲裁機構が取扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「太陽光発電アドバイザー」が、過去現場で関わってきた太陽光発電をめぐるトラブル事例を日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から紹介してもらう。

## 太陽光発電アドバイザー

る太陽光パネルは反射光を作り出しこれが住民同士のトラブルの元となる。

横浜市在住のA氏が新築物件の切妻屋根(三角形の屋根)の北面に太陽光パネルを設置したところ、A氏宅の北側に位置するB氏宅の2階と窓に反射光が当たるようになつた。

B氏は生活環境の悪化を理由に、A氏に太陽光パネルの撤去と損害賠償を要求。A氏がB氏に詳しい状況を聞こうとしてもB氏は常に激高した状態で「迷惑だ、撤去しろ」の一点張りで話をすることができない。

A氏も迷惑をかけてしまつていてのだと認識があり、何とか解決に向けた話し合いをしたいと思っていたところ「太陽光発電アドバイザーパートナーズ」のC氏に相談を持ち掛けた。

C氏は詳細な状況把握が必要としてB氏へのヒアリングを実施。第三者であるC氏に、A氏がB氏に冷静に対応をしていくことでこのトラブルは解決した。

●「太陽光発電アドバイザー」資格実施団体 特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会 電話03(5847)8235

てもうのが効果的である。

● 法務大臣認証ADR機関  
一般社団法人日本不動産仲裁機構 電話03(3524)8013

に謝罪をすることでこのトラブルは解決した。

住民同士でのトラブルは「感情」が起因するもの多くある。この種のトラブルを解決するには、裁判よりもじっくりと当事者の話を聞き、どうして欲しいのかを打ち明

く、春分の日には計2時間程度、冬至の日には計30分程度である

ことが分かつた。また、C氏がカーテンを閉めることによく回避措置を実施しているか

を尋ねると、これも行つては

いないとのことだった。

ここで、C氏は過去の太陽

光パネルの反射光に関するト

ラブルの判例から、専門家と

ただちに「受容限度(これ以

ては我慢できないといふ限界

点)」を超えるものではない

と共に、カーテンによる回避

措置をとつていないことから

も、A氏の落ち度は重篤なものであると認められる可能性は少ないとのこと。

するとB氏は、実は生活に

対する害はそれほどなく、

太陽光パネルを設置するにあ

たり、自分に事前の通知がな

かったことに腹を立てていた

ことを打ち明けた。C氏はこ

れをA氏に伝え、A氏がB氏